

広告配布取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、広告配布に関し、千葉市住宅供給公社広告掲載要綱(平成19年7月19日施行、以下「要綱」という。)第4条第1項の規定に基づき、広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告を行う方法等)

第2条 広告の配布を行う方法は、千葉市住宅供給公社窓口又は入居説明会での配布とする。

(広告の種類)

第3条 広告(以下「広告」という。)は、紙面広告とする。

(広告の配布及び規格等)

第4条 第2条に掲げる広告の配布場所及び規格は、次のとおりとする。

(1) 配布場所 千葉市住宅供給公社窓口又は入居説明会

(2) 規格 A4以下

(広告配布できる者)

第5条 広告を配布できる者は、事業者団体とする。

(配布不可能な広告)

第6条 広告を配布することができない者及び広告の内容は、要綱第5条及び千葉市住宅供給公社広告掲載基準(平成19年7月19日施行、以下「基準」という。)の規定による。

(広告配布の申込み)

第7条 広告の配布の申込みは、理事長に広告配布申込書(様式第1号、以下「申込書」という。)を提出して行うものとする。

2 広告配布を希望する者が複数月の配布を希望するときは、これを認めることができる。

(広告配布の決定)

第8条 理事長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、当該広告の配布の可否を要綱、基準その他の規程に基づき判断し、決定する。

2 理事長は、前項の規定により広告配布の可否を決定したときは、広告配布を可とする者には広告配布決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告配布に係る契約)

第9条 前条第2項に規定する広告配布決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、速やかに公社と広告配布に関する契約を締結するものとする。

(広告配布料)

第10条 第2条に掲げる広告方法に関し広告主が公社に対して支払う広告配布料(以下「配布料」という。)の額は、理事長が別に定める。

2 広告主は、理事長が別に定める時期までに、配布料を支払うものとする。

(広告物の作成等)

第11条 広告主は、広告原稿の作成等に関する一切の経費を負担するものとする。

2 広告主は、広告物を理事長が指定する期日までに、指定された場所に紙面により提出するものとする。

3 理事長は、広告物に記載された内容、デザイン等が申込書の内容と相違する場合その他公益に反すると判断した場合には、広告主に対してその是正を求めることができる。

(広告内容、デザイン等の協議)

第12条 広告の内容、デザイン等については、公社の信用性、信頼性等を損なうことのないよう、理事長と広告主が協議して定めるものとする。

(広告配布の取消し)

第13条 公社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の配布を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定する期日までに配布料を納付しないとき。
- (2) 広告主が第11条第2項の規定を遵守しないとき。
- (3) 広告主が第11条第3項の規定による是正の要求に応じないとき。
- (4) 広告主が第12条の協議に応じないとき。

(広告配布の取下げ)

第14条 広告主は、契約締結後は、広告の配布を取り下げることはできない。

(配布料の返還)

第15条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の配布を取り消したときは、納付済みの配布料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により還付する配布料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、自己の広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、公社に対して保障するものとする。

3 第三者から、広告に起因して損害を被った旨の申し出があった場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告募集要項)

第17条 広告の募集にあたっては、理事長が別に広告募集要項を定める。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告の事務処理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月7日から施行する。